主 ダ

原判決を破棄する。 被告人を無期懲役に処する。

原審における未決勾留日数中一三〇日を右刑に算入する。

押収してあるトカレフ自動装てん式けん銃一丁(東京高裁平成五年押第四二〇号の1)、実包八発(うち一発は分解されたもので火薬添付のもの、二発は試射済みのもの、同押号の4)、手錠一個(同押号の8)、鍵一個(同押号の9)、ビニール袋入り覚せい剤一袋(同押号の13)、カッターナイフー本(同押号の16)及び柳刃包丁一丁(同押号の17)を没収する。

理中

本件控訴の趣意は、弁護人渡辺昇一作成の控訴趣意書及び弁護人峠野兪、同横塚 章連名の控訴趣意補充書に、これに対する答弁は検察官伊藤厚作成の答弁書にそれ ぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

所論は、要するに、原判決は、(1)罪となるべき事実第一として、A巡査のほか、B警部補についても、被告人に殺意が認められるとして、同警部補に対する殺意は認められるとして、同警部補に対する殺意は認められない、(2)罪となるべき事実第四として、被告人にC巡査について殺意が認められない、(3)罪となるべき事実第六として、被告人には立て、同巡査に対する強盗殺人未遂罪が成立するとしているが、被告人には立て、可当なの発射について故意が認められるとしているが、被告人にはいては、では、ないするけん銃を発射したものであり、被告人には立て、自然を発射したものであり、被告人には立て、自然を発射したものであり、被告人には立て、自然を発射したものであり、を無期懲役に処した原判決の量刑は重すぎて不当である、というのである。

所論に対する検討に先立ち、職権をもって、原判示罪となるべき事実第一に関する原審の審理手続について検討する。

 であることは明らかである。

〈要旨〉しかし、被告人のB警部補に対する殺意につき、事実の認識、認容があったとするか、あるいは、事実の〈/要旨〉認識、認容はなく、錯誤論の適用を前提とす るかは、事実関係に重要な差異があることは明らかであり、原裁判所において右の ような認定判断をするためには、審理の過程で検察官に釈明を求めるなど、事実の 認識、認容があったかどうかを争点として顕在化させる措置等がとられる必要があ るというべきところ、記録上原審の審理の過程でそのような措置がとられた形跡は認められず、したがって、原判決には、そのような措置等をとることなく、検察官が釈明等により明らかにした訴因と異なる事実について認定判断した、訴訟手続の 法令違反があるものというべく、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであ

(なお、原判決は、被告人のB警部補に対する殺意について、被告人にB警部補 に銃弾が命中し傷害の結果が発生することについての認識、認容があったと認定し ているが、原審で取り調べられた関係証拠によると、被告人は、原判示ホテル 「E」で妻とともに駐車していた自分の乗用車に乗り込もうとした際、張り込んでいた警察官から呼び止められ、一人で一目散に走って逃げたが、建物とフェンスと の間が約一メートルの狭い、しかも背丈の高い雑草等の茂った同ホテルの裏側で、 後ろから縦一列になって被告人を逮捕すべく追跡する警察官らに追い詰められ、被 告人の後ろーメートル足らずにA巡査が、さらにそのすぐ後ろにB警部補が迫ったところを、逮捕を免れるため、振り向きざま、すぐ後ろのA巡査に向かって、右手 に持ったけん銃から銃弾一発を発射したものであること、被告人は、背後から幾人 か複数の警察官が追跡してくることを認識していたが、その人数、位置関係等を把握し得る状況ではなかったこと等の事実が認められ、これらの事実からすれば、被 告人は、自己の背後一メートル足らずに迫ったA巡査を狙って発砲したことは明らかであり、被告人が、けん銃購入後試射し、ある程度けん銃の威力を承知していた こと、被告人が地面より一段高い所に位置してけん銃を発砲したと思われること等 の事実が認められるとしても、けん銃から発射した銃弾が、A巡査の身体を貫通し た後、同巡査の背後にいたB警部補にまで傷害を負わせるということは、被告人に とって予期しない出来事であったと認めるのが相当であり、被告人において、B警部補に銃弾が命中し傷害の結果が発生することについての認識、認容があったとは認められないというべきである。)

そして、原判決は、原判示罪となるべき事実第一の罪とその余の原判示各罪とを 刑法四五条前段の併合罪の関係にあるものとして、一個の刑を言い度しているので、原判決は全部について破棄を免れない。そこで、控訴趣意についての判断を省 略し、刑訴法三九七条一項、三七九条により原判決を破棄し、同法四〇〇条ただし 書に従い、被告事件について更に判決する。

(罪となるべき事実)

原判示罪となるべき事実第一の記載を次のように改めるほかは、原判示(犯行に 至る経緯等)及び(罪となるべき事実)のとおりである。

「平成四年七月八日午後四時ころ、妻とともに投宿していた神奈川県大和市ab 番地のc所在のホテル「E」敷地内において、情報を得て被告人の逮捕に赴いていた神奈川県警察本部刑事部機動捜査隊巡査A(当時三一歳)、同刑事部捜査第一課 警部補B(当時四五歳)らが、被告人を強盗致傷事件の被疑者として通常逮捕しよ うとした際、これを免れるため、殺意をもって、被告人のすぐ後ろを追跡していた A巡査の身体を狙い、所携のトカレフ自動装てん式けん銃(東京高裁平成五年押第 四二〇号の1)で銃弾一発を発射し、もって、A巡査らの職務の執行を妨害すると ともに、A巡査の胸部から背部に銃弾を貫通させ、よって、そのころ、同所において、同巡査を心臓銃創による失血により死亡させて殺害し、さらに、右銃弾を同巡 査のすぐ後ろから被告人を追跡していたB警部補の左下腿部に命中させたが、同警 部補に加療約一か月半を要する左下腿銃創の傷害を負わせたにとどまり、殺害する に至らなかった」。 (証拠の標目) (省略)

(弁護人の主張に対する判断)

罪となるべき事実第一について

弁護人は、錯誤に関する判例理論からすれば、被告人にB警部補に対する殺意が 認められると考えざるを得ないようにも思われるが、本件は最高裁判決の事案とは 事実関係を異にするものであり、本件に錯誤に関する判例理論を適用して、被告人 にB警部補に対する殺意が認められるとすることには疑問がある、被告人にはB警

部補に対する過失傷害罪が成立するのみであり、殺人未遂罪は成立しない、と主張 する。

原審で取り調べられた関係証拠によって認められる、被告人がA巡査に しかし. 向かって発砲するに至った状況等は前記のとおりであるが、関係証拠によれば、被 告人は、被告人を逮捕すべく後ろから縦一列になって追跡する警察官らに追い詰め られ、被告人の後ろーメートル足らずにA巡査が、さらにそのすぐ後ろにB警部補が迫ったところを、逮捕を免れるため、振り向きざま、A巡査の身体を狙って、右手に持ったけん銃から銃弾一発を発射し、判示のとおり、A巡査の胸部から背部に銃弾を貫通させ、さらに、右銃弾をB警部補の左下腿部に命中させたことが認めらる れ、被告人が背後に迫ったA巡査を殺害する意思のもとにけん銃から銃弾一発を発 射するという殺害行為に出、同巡査を殺害するとともに、同じ殺害行為により、B 警部補に左下腿銃創の傷害を負わせたのであるから、それが被告人の予期しなかっ たものであったとしても、被告人に同警部補に対する殺意が認められるというべき は明らかであり、したがって、同警部補に対する殺人未遂罪が成立することは明ら かである。

弁護人は、最高裁判決の事案は、通行人に入院加療二か月の腹部貫通銃創という、身体の重要な部位に重大な結果を発生させたというものであるのに対し、本件 は左下腿銃創の傷害という殺人としての実行行為性のない場合であり、事実関係が 異なるものであるから、本件に判例の理論を適用することはできない、このこと は、原判示罪となるべき事実第六につき、被告人のDに対する殺意が問われていな ことからも明らかである、と主張する。

しかし、被告人の予期しなかったものとはいえ、人に対し殺害行為に出その殺害行為の結果として傷害を負わせた本件と、殺害行為のない原判示罪となるべき事実 第六のDに対する傷害とが異なることは明らかであり、また、本件が弁護人のいう 最高裁判決の事案と傷害の部位、程度等、事実関係に異なるものがあることはその とおりであるが、これが被告人のB警部補に対する殺意についての前記認定判断を 左右するものとは認められない。

したがって、この点についての弁護人の主張は採用することができない。

ニ 原判示罪となるべき事実第四について 弁護人は、被告人のC巡査に対する殺意につき、被告人の乗ったトラックの窓枠 の高さからみると、C巡査の身体のうち、せいぜい頭が窓枠下部から少し出るくら いの状態であり、被告人が窓枠から身を乗り出さない限り同巡査の姿を見ることは 困難である、現に、被告人にはC巡査の姿は見えず、同巡査が手にした盾だけしか 見えなかったものであって、被告人は、同巡査からの攻撃や逮捕を免れるため、脅 しのために盾に向けてけん銃を発砲したのであり、被告人には同巡査に対する殺意

はなかった、と主張する。
しかし、関係証拠、特に司法警察員作成の各実況見分調書(甲二九号、一六四 号)等によれば、トラックの運転席の被告人からC巡査の身体が見えなかったとは認められないこと、当審における事実取調べの結果によれば、盾の大きさは、縦八〇センチメートル、横四七センチメートル程度であって、同巡査の身体全体を覆っていたものではなく、けん銃の発射状況いかんによっては、銃弾が直接あるいは看 に跳ね返るなどして同巡査に当たることは十分あり得ることであると考えられるこ と、被告人自身、捜査段階において、運転席の斜め後ろに盾を持った警察官がおり、棒のような物を振り上げ自分に向かってくる様子であったので、このままでは逮捕されてしまうと思い、警察官の身体めがけてけん銃で撃った旨明確に供述しており、右供述自体に格別不自然不合理などころは認められないこと等からすれば、 本件で被告人が発射した銃弾はC巡査が構えた盾に当たり、同巡査の身体に当たら なかったとしても、それが被告人において脅しのため盾のみを狙ってけん銃で撃っ たからであるとは到底認められず、被告人のC巡査に対する殺意は優に認められる というべきである。

したがって、この点についての弁護人の主張は採用することができない。 三 原判示罪となるべき事実第六について

弁護人は、Dが負傷したのは、被告人が故意にけん銃から銃弾を発射したからで はなく、Dを脅すためにけん銃の引き金に指を掛けて同女の顔の方に突き付けてい た際、同女が銃口を握った手を右に押しやったために、誤って引き金が引かれた結 果であり、そのため被告人自身も左腕を負傷している、被告人は、当時、けん銃に は銃弾が一発しか残っていないことを意識していたのであり、逮捕が迫るなどの状況でもないのに、残り一発の銃弾を使うということは不合理である、被告人にはD

の負傷につき故意は認められない、と主張する。 しかし、関係証拠によれば、確かに、けん銃から銃弾が発射されたのは、Dがけ ん銃の銃口を右手でつかんだまま、銃口を右方に押しやるようにしたときのことで あると認められるが、同女は、銃口が顔から外れるように、銃口をつかんだ右手を 右方に押しやったにすぎず、このようなDの動作によって被告人が誤って引き金を 石力に押してつたにすさす、このようなDの動作によって版古人が誤って可と並を引くということは考えられないこと、また、被告人自身の負傷も、Dが銃口の向きを変えたため、起き上がろうとする同女の首を押さえていた自己の左腕にも銃弾が当たったのであり、被告人が誤って引き金を引いた結果であるとは考えられないこと、さらに、関係証拠によれば、被告人は、その直前に二度警察官にけん銃を発砲するなどして、警察官から追跡されており、逃走用の車を奪い人質にするため、Dにけん銃を突き付け、助手席に移るように指示して同女を助手席の方に押し倒するといる。 どしたが、同女が被告人から逃れるべく激しく抵抗し、左手で起き上がろうとする 同女の首を押さえ、右手に持ったけん銃を同女の顔付近に突き付けるなどしても、 なおも同女が抵抗したため、このままでは同女を人質にして逃走を図ることができないばかりか、そのうちに追跡する警察官に捕まってしまうとの焦りと同女に対する腹立たしさから、けん銃を発砲したものであるとの事実が認められ、これに沿う 被告人の捜査段階における供述に不自然不合理なところはなく、十分信用すること ができるというべきであり、けん銃に残っていた銃弾が最後の一発であったとして も、それを使用することが格別不自然であるとも認められない。したがって、Dの 負傷につき、被告人の故意は優に認められるというべきであり、この点についての 弁護人の主張は採用することができない。

(法令の適用)

一 適条 原判示第二につき、「判示第二の所為のうち、けん銃所持の点は、銃砲刀剣類所持等取締法三一条の二第一項一号、三条一項に」とあるのを、「判示第二の所為のうち、けん銃所持の点は、平成五年法律第六六号銃砲刀剣類所持等取締 法及び武器等製造法の一部を改正する法律附則二項により同法による改正前の銃砲 刀剣類所持等取締法三一条の二第一項一号、三条一項に」と、原判示第一四につ き、「同法四一条の二第一項、一四条一項」とあるのを、「同法四一条の二第一項」とそれぞれ改めるほかは、原判示のとおりである。

観念的競合及び牽連犯の処理判示第一につき、「各公務執行妨害と殺人及び 殺人未遂は一個の行為で四個の罪名に」とあるのを、「公務執行妨害、殺人及び殺 人未遂は一個の行為で三個の罪名に」と改めるほかは、原判示のとおりである。

刑種の選択原判示のとおりである。

併合罪の処理「犯情の重い判示第一のAに対する殺人罪につき」とあるの 「犯情の重い判示第一の罪につき」と改めるほかは、原判示のとおりである。 未決勾留日数の本刑算入刑法二一条を適用して原審における未決勾留日数中 -三〇日を本刑に算入する。

没収 原判示のとおりである。

訴訟費用の不負担原審及び当審における訴訟費用については、刑訴法一八一 条一項ただし書を適用して、被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由) 本件は、被告人が、平成二年七月、覚せい剤取締法違反の罪により、懲役一年六 月、四年間執行猶予の判決を受けながら、その後程なくして仕事をやめ、覚せい剤を使用するなどの生活を続けるうち、生活費や遊興費に窮し、平成四年一月から同年六月までの間、原判示罪となるべき事実第一〇ないし第一二及び第一五ないし第 二四のとおり、共犯者らとともに、夜間、柳刃包丁等を準備し、狙いをつけた車に 自分の車を追突させ、降車した被害者に柳刃包丁等を突き付けるなどして、金品を 奪い、中には柳刃包丁で被害者の腹部、大腿部等を突き刺し傷害を負わせるとい う、強盗三件、強盗致傷三件、窃盗三件、恐喝二件の各犯行や監禁一件、銃砲刀剣 類所持等取締法違反四件の各犯行を繰り返し、そのため警察から指名手配される や、逮捕を阻止すべく、逮捕に向かう警察官に対して使用するため、暴力団関係者 からけん銃とこれに適合する実包を購入して、常にこれらを身に付け、その直後の 同年七月八日、罪となるべき事実第一のとおり、被告人を逮捕すべく追跡する警察 官に対し、逮捕を免れるため、至近距離から、右けん銃から銃弾一発を発射し、そのため一名を心臓銃創により殺害し、他の一名に左下腿銃創の傷害を負わせ、その 後逃走を図るため、原判示罪となるべき事実第二ないし第九のとおり、母親ととも に公園で遊んでいた三歳の幼児を人質にして車に連れ込み、追跡する警察官に再度 けん銃を発砲し、車で帰宅した主婦を人質にして車を奪うべく、けん銃を突き付

け、銃弾一発を発射し、主婦に右手貫通銃創の傷害を負わせ、同日から翌九日の夜間にひそかに他家に侵入した上、家人に気付かれるとナイフを示し、長時間にわたり家人を脅して立て籠もり、さらに、警察官から同家を包囲されると、家人を人質にして逃走を図ろうとした等、という事案である。

被告人の本件各犯行は、夜間柳刃包丁を使用するなどの強盗、強盗致傷、逮捕に 当たった警察官に対するけん銃使用の殺人、殺人未遂、逃走のための未成年者略 取、ナイフを使用しての逮捕監禁致傷等、一件一件が重大かつ稀に見る凶悪な犯行であるというべきものであるが、動機に全く酌むべきものがないこと、犯行の態様 が極めて悪質であること、その結果ははなはだ重大であること、特に、判示A巡査に対する犯行は、職務に邁進した若い前途のある警察官の一命を瞬時にして奪い去 り、非業の死を遂げさせたものであって、本人の無念さはもとより、結婚後一年数 か月で夫を奪われた若妻、最愛の息子をなくした両親等、残された遺族の心中は察 するに余りあるものがあること、また、公園で遊ばせていた幼児を、自己の面前 で、突然けん銃を手にした犯人に拉致され人質にされた母親、犯人にけん銃を突き 付けられ、車を奪われ人質にされそうになり、銃弾で手を撃ち抜かれた主婦、更には、犯人に夜間ひそかに屋内に侵入され、気付いた後はナイフを突き付けられて長時間監禁された夫婦、特に犯人が逃走を図る際に人質として拉致されかかった婦人 等々、いずれもその受けた恐怖感には計り知れないものがあること、被害者の中に は、重い精神的あるいは肉体的後遺障害を残す者もあること、被害者らの被告人に 対する被害感情には極めて厳しいものがあること、けん銃を所持したまま犯人が逃走しているということで、付近の学校、幼稚園等の多くが臨時休校、休園を余儀なくされるなど、付近住民に与えた恐怖、影響等も非常に大きいものがあること、その他、神生しのこれまでの犯罪既なられ の他、被告人のこれまでの犯罪歴からも、被告人には強い犯罪傾向がうかがわれる ことなどに徴すると、本件の犯情ははなはだ悪く、被告人の刑事責任はまことに重 いといわなければならない。

それ故、被告人は幼少時から家庭環境に恵まれなかったこと、被告人は、長期に わたった勾留生活を通じて、本件を反省していること、被告人は現在なお二五歳の若年であり、また、被告人には年若い妻と幼児がいること、被告人の母において、 財産犯の被害の一部を弁償するなど、被害者の慰謝に努めていることなど、被告人のためにしん酌することができる諸事情を十分考慮してみても、被告人に対して

は、無期懲役刑をもって臨むほかはないというべきである。 なお、判示罪となるべき事実第一についての被告人のB警部補に対する殺意の認 定は、被告人に事実の認識、認容が認められるというものではなく、錯誤論の適用 を前提にするものであり、事実の認定に原判決と異なるところがあることは前記の とおりであるが、この点を十分考慮してもなお、無期懲役の刑を軽減すべきものと は認められない。

よって、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 岡田良雄 裁判官 長島孝太郎 裁判官 毛利晴光)